

リハビリテーション専門職による 介護職員のスキルアップ支援 （事業所支援）を行います



東三河広域連合 地域リハビリテーション活動支援事業

● 事業所支援はどんなもの？

☞ Point 1

リハビリ専門職が講師です！

介護予防に関する豊富な知識を持つ講師が、各事業所に直接お伺いします。

☞ Point 2

介護事業所の
スタッフのスキルアップを
お手伝いします！

事業所における集団・個別のリハビリ方法等の講習や、介護技術の助言・指導を行います。

● 事業所支援を依頼できる団体は？

次の要件をすべて満たす、
指定介護サービス事業所、
指定介護予防サービス事業所、
地域包括支援センター
が依頼できます。

- ☞ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていない
- ☞ 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援の取り組みをしている

● 事業所負担は？

事業所負担はありません（無料です）

※ただし、回数と時間に制限があります

【回数】1 団体につき、年 4 回まで

【時間】1 回につき、2 時間以内

★調整に時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

お申し込み . . . お住まいの市町村の介護保険窓口へ

詳しい情報 . . . 東三河広域連合ホームページ

介護保険（地域支援事業）

地域リハビリテーション活動支援事業のページ

<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=198>

東三河広域連合

